(スペイン刑法) 全国通訳案内士 (元司法書士) 古閑次郎 このページの上位ページは、http://www.kokansihoo.com/codigopenal.html です。 (令和5年11月改訂)

第9章 救護義務懈怠の罪

第195条 ① 保護がなく、明白かつ重大な危険の状態にある人を、自己のまたは他人の危険なしに救護できるときに、救護しなかった者は、3月から12月の罰金刑に処せられる。

- ② 救護提供を妨げられ、緊急に他者の援助を要請しない者は、同じ刑が科される。
- ③ 救護しなかった者によって偶発的に引き起こされた事故により被害者が出た場合は、刑は6月から18月の禁固刑となる。また、事故が過失に原因があった場合は、刑は6月から4年の禁固刑となる。

第196条 救護する義務があって、衛生支援を拒否または衛生役務を放棄した本職は、拒否または放棄により人の健康に重大な危険が生じたときは、前条の刑の下限を半分上回る刑に、および、公雇用または公職、職業あるいは仕事について6月から3年の期間個別的公権剥奪刑に処せられる。